

## よくある質問一覧

令和8年6月5日更新

#	カテゴリ	質問	回答
1	事業全体・制度	「協議の場」の立ち上げ前でも申請は可能か	【地域一体型の場合】申請時点で設立されていることが望ましいですが、設立がされていない場合でも、設立の予定がある場合には申請が可能です。 様式内には設置予定の「協議の場」の情報を記載いただくようお願いいたします。 【一般型の場合】「協議の場」の設置は必須要件ではありません。
2	事業全体・制度	同一の事業内容について、地域一体型と一般型の両方に申請（併願）することは可能か	同一申請主体・同一内容の事業について、地域一体型及び一般型に併願することは可能です。 ただし、採択されるのはいずれかの類型のみとなります。 申請時には、併願を希望するにチェックを入れていただくようお願いいたします。
3	事業全体・制度	地域一体型の補助対象事業者は地方公共団体、登録DMO以外でも可能か	可能です。 ただし、計画の申請主体は地方公共団体または登録DMOのみとなります。
4	事業全体・制度	交付決定を受けるのは、個別の補助対象事業者か	個別の補助対象事業者です。 ただし、計画の申請主体が責任をもって事業全体の管理を行ってください。
5	事業全体・制度	補助事業の実施期間はいつまでか。支払いの都合上、3月末まで延長することは可能か	補助事業の実施期間は原則として令和9年2月26日（金）12:00までです。この期日までに補助事業の実施だけでなく、発注先への支払い、完了実績報告まで全てを完了する必要があります。期間を延長することはできません。
6	事業全体・制度	令和9年3月に行われるイベントの混雑緩和のための取り組みや整備の実施は可能か	本事業実施期間後の経費は補助対象外です。
7	事業全体・制度	一度不採択となった計画で再度の応募は可能か	可能です。ただし、申請後に再度審査を行わせていただきます。 そのため、再度の応募をされる際には計画内容を磨き上げたうえで申請をしていただきますようお願いいたします。
8	事業全体・制度	申請にあたり、事業費や補助申請額の下限（最低金額）は設定されているか	最低金額は特に設けられておりません。金額の大小にかかわらず、有識者を含む委員会の審査を経て採択判断の対象となり得ます。
9	事業全体・制度	他の補助金との重複での補助を受けることは可能か	同一内容の事業において、国が助成する他の制度（補助金、委託費等）が重複することは、補助金適正化法上認められません。なお、都道府県・市町村の補助を受けるといった連携補助については、問題ありません
10	事業全体・制度	候補DMOでも申請主体や補助対象事業者になれるか	候補DMOの場合には民間事業者等として、地域一体型であれば補助対象事業者、一般型であれば申請主体及び補助対象事業者として申請可能です。
11	事業全体・制度	1事業者・1事業のみの申請も可能か	地域一体型については、複数事業を条件としています。一般型については、1事業のみの申請も可能です。
12	事業全体・制度	全ての経費に対してそれぞれ2社以上の見積もりが必要か	交付申請手続きの際に、原則複数者から見積書を取得する必要があります。地域における事業者数や事業の特性上、複数の事業者の見積書が取れない場合、又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、1者の見積書、その選定理由を明らかにした選定理由書、価格の妥当性を示す書類を提出ください。
13	事業全体・制度	交付決定前にプロポーザル方式で契約の候補者を予め選定しておくこと可能か	候補者の選定手続きを先行させることは可能ですが、契約締結は交付決定後である必要があります。
14	事業全体・制度	市町村単位ではなく都道府県単位での取り組みも可能か	可能です。
15	事業全体・制度	廃屋を取り壊して観光客用の駐車場を作りたいが建物の解体費用は駐車場整備の一環として対象となるか。	対象となり得ますが、跡地の利用が観光目的であることなど、一定の要件を満たす必要があります。
16	事業全体・制度	補助率について実際に補助していただけるのは1円単位なのか、いくら以下は切り捨て（千円以下切り捨て等）になるのか	1円単位となります。小数点以下は切り捨てとなります。
17	事業全体・制度	補助対象事業の委託先や発注先として、自社のグループ企業や親族が経営する会社を選定することは可能か	補助対象経費の中に、補助事業者の自社調達又は関係会社等からの調達分がある場合、取引価格から利益相当額を控除した金額を補助対象経費としてください。詳細は公募要領（P.18）をご確認ください。
18	事業全体・制度	インバウンドではなく、国内旅行者が中心の混雑対策・マナー対策でも補助の対象となるか	本事業は国際観光旅客税を財源とする事業であるため、インバウンドへの裨益が求められます。
19	事業全体・制度	バス運行や手荷物預かりなど、事業の実施によって料金収入（収益）が発生する場合、補助金額はどうなるか	補助事業の結果により直接生じた収益金がある場合、「収益納付」の対象となります。補助金交付時に、交付すべき金額から自己負担経費等を控除した収益相当分が減額されて交付されます。
20	事業全体・制度	地域の観光振興のために、単発のイベントの実施のみを目的として申請することはできるか	事業目的に合致し、観光課題の解決のために必要かつ効果的な対策と認められれば補助対象となり得ます。一方で、本事業は、単なる施設整備やイベント実施のための支援を行うものではなく、地域の関係者で連携の上、“観光客”の受け入れと“住民”の生活の質の確保という「双方の視点」から、持続可能な観光地域づくりの実現に向けて取り組むことを目的とした計画申請をお願いします。
21	事業全体・制度	協議の場とはどのようなものが想定されるか 住民の参画は必須か	地域一体型については、申請主体を含む地域の関係者により構成される協議の場を設けていただく必要がございます。 詳細は公募要領の「協議の場について」（P.7）をご参照ください。
22	事業全体・制度	「協議の場」について既存の枠組みを活用可能か	活用可能です。
23	事業全体・制度	ソフト事業のみでも補助対象になるか	事業目的に合致し、観光課題の解決のために必要かつ効果的な対策と認められれば補助対象となり得ます。
24	事業全体・制度	「申請主体」と「補助対象事業者」の定義は何か	「申請主体」は事業を取りまとめ計画申請を行う者、「補助対象事業者」は個々の事業の交付申請・実施を行う者を指します。
25	事業全体・制度	補助事業は何をもって着手になるか	契約先への発注・契約・支出行為をもって着手となります。入札やプロポーザルの選定は事前に行っても問題ありません。

## よくある質問一覧

令和8年6月5日更新

#	カテゴリ	質問	回答
26	事業全体・制度	事務所の所在地以外での事業も対象となるか	可能です。事業所がない市区町村での実施も妨げません。
27	事業全体・制度	1事業者が複数の計画申請を行うことは可能か	一般型においては、内容が独立した別個の事業であれば、1事業者が複数の計画申請の申請主体となることは可能です。また、1事業者が複数の補助対象事業を申請することも可能です。地域一体型については、原則、1団体につき1つの計画申請をお願いいたします。
28	事業全体・制度	一部の個別事業が不採択の場合、計画全体が不採択になるか	一部の個別事業が対象外となっても、全体が不採択になるとは限りません。一部の個別事業のみ採択となる場合があります。
29	事業全体・制度	交付決定額が計画採択時より減額されることはあるか	対象外経費が含まれる等の理由で、減額されることがあります。
30	様式	同意書は都道府県単位での提出でも問題ないか	原則、事業を実施するエリアの市区町村の同意を想定しておりますが、事業内容が都道府県との連携を行う場合は、都道府県の同意書をご提出ください。
31	様式	同意書について実施エリアが複数の市区町村の場合、主な市区町村1か所の提出でよいか	複数の市区町村が実施地域になる場合は、そのすべての市区町村の同意書を提出していただく必要があります。
32	様式	申請主体が登録観光地域づくり法人（DMO）である場合、関係する地方公共団体の同意書は必要か	登録観光地域づくり法人（DMO）が申請主体となる場合、計画申請時に連携する地方公共団体の同意書の提出が必要です。
33	様式	DMOや民間事業者等が申請主体となる場合、自治体との連携証明が必要と認識している。一方で、説明会資料や公募要領において、「地方公共団体など地場に影響のない取組については、必ずしも同意書を要しません」との記載もありますが、同意書が不要となる場合の具体例や必要可否の考え方はあるか	原則は、地方公共団体からの連携同意書が必要となります。あくまで一部例外として、例えば、複数都道府県にまたがる広域的な観光案内や観光マップのウェブページの多言語化など、個別の地方公共団体が当該事業の実施についてその概要を把握していないことが、地域における観光政策の実施に当たって影響を及ぼすおそれが小さい取組を想定しています。
34	様式	様式3の提出が必要なケースにおいて、自治体とはどの程度の連携が必要か	連携するすべての地方公共団体に、事業内容を説明し、同意書を取得してください。
35	様式	1つの自治体が出せる同意書（様式3）の数に制限はあるか	制限はありません。なお、1つの計画申請に係る同意書の作成は1件で構いません。
36	事前着手	事前着手届出制度を利用して事業を開始した後、審査で「不採択」となってしまった場合、すでに支払った経費はどうなるか	審査の結果、不採択となった場合、支出した費用は全額自己負担となります。
37	事前着手	事前着手申請ですでに様式を出しているが、必ずしも内容のアップデートは必要か	事前着手申請時点で確定版を提出している場合には、修正は不要ですが、二次公募においては、別途7月17日（金）12:00までに計画申請を行っていただく必要があります（一次公募の受付は終了しております）。事前着手申請時点からの変更の有無にかかわらず、計画申請にてご提出いただいた様式を基に採択の判断をさせていただきます。なお、事業目的や事業内容の大幅な修正はできません。
38	事前着手	計画申請時に、事前着手届出時には含めていなかった事業の追加が可能か	事前着手制度を活用しない事業の追加は可能です。
39	複数年度	来年度以降への事業の繰り越しは可能か	事業の繰り越しは想定しておりません。また、補助事業実施期間の延長も想定しておりません。申請時点で、大規模な施設改修など単年度では完了が不可能であることが明確な場合は、複数年度計画認定制度での申請をご検討ください。詳細は公募要領（P.12）をご確認ください。
40	複数年度	複数年度計画認定制度を利用して初年度に採択された場合、2年目以降の採択や予算は確約されるか	2年目以降の審査において優先採択の対象にはなりますが、同様の補助率・補助上限額での採択や予算確保を確約するものではありません。事業予算の状況や前年度の成果が著しく不良な場合や不適切な支出があった場合等には、不採択となる可能性があります。
41	補助対象経費	人件費は補助対象となるか	補助対象事業者の経常的な経費（補助事業推進に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料、保険料等）は補助対象外となります。ただし、実施期間内における補助事業に係る補助的業務に従事する派遣社員又はアルバイト等に対する人件費は補助対象となります。
42	補助対象経費	レンタル・リース費は対象となるか	補助対象となり得ます。説明会資料P.41をご確認ください。
43	補助対象経費	消費税は補助対象に含まれるか	原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。詳細は公募要領のP.19をご確認ください。
44	補助対象経費	ハード面の整備も対象か。 ハード事業の例）駐車場の造成、道路拡張、建物建築、バスの購入等	事業目的に合致し、観光課題の解決のために必要かつ効果的な対策と認められれば補助対象となります。ただし、法令等で義務付けられている設備や、不動産（土地等）の購入に係る費用、事業期間外（交付決定前、完了実績報告後）に発生する経費等は対象外となります。公募要領P.11をご確認ください。
45	補助対象経費	登録観光施設へのポイントバック（例：インバウンド客が入場料50%OFFで利用し後に50%を補填）は対象となるか	特典としてのポイント付与や料金割引の補填は補助対象外です。公募要領のP.11をご確認ください。
46	補助対象経費	既存の契約があり交付決定前～令和7年以降となっている。精算自体は、事業期間内の精算を出せることができるが、以前より契約しているものでも問題はないか	事前着手届出（※）が受理された場合を除き、補助金交付決定前の発注・契約・支出行為は、補助対象外となります。 （※）事前着手届出が受理された場合、受理通知の発出日以降かつ令和8年度政府当初予算の成立した日（令和8年4月7日）以降に発生した経費等について補助対象となり得ます。詳細は公募要領（P.11～12）をご確認ください。
47	補助対象経費	オーバーツーリズムが発生して、トイレが不足したり、既存トイレが必要に対応できない老朽化をしている場合のトイレ整備は補助対象となるか	事業目的に合致し、観光課題の解決のために必要かつ効果的な対策と認められれば補助対象となります。

## よくある質問一覧

令和8年6月5日更新

#	カテゴリ	質問	回答
48	補助対象経費	過年度に国や自治体の補助金等を活用して整備したシステムや設備の、今年度の運用費（ランニングコスト）は補助対象となるか	過年度から継続して実施している事業に係る運用費は、本事業の補助対象外となります。
49	補助対象経費	〇〇の設置について、2月未ぎりぎりになり、実際の稼働は3月以降になる設置にあたる経費のみを申請しても問題ないか ※〇〇の例：キャッシュレス端末、電動自転車等 ※観光案内所などの単年度のハード事業も同様	原則として、補助対象事業においては、設置のみならず、稼働のうえ、効果検証まで実施してください。
50	補助対象経費	申請のために要した経費は補助対象となるか ※アルバイトの人件費やコンサル費用など	申請のために要した費用は補助対象外です。
51	補助対象経費	事業の実施に必要な費用であっても、事務所の家賃や光熱水費などは補助対象外となるか	補助対象事業者の経常的な経費（補助事業推進に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料、保険料等）は補助対象外となります。ただし、実施期間内における補助事業に係る補助的業務に従事する派遣社員又はアルバイト等に対する人件費は補助対象となります。
52	申請方法	1つの計画に基づく複数の個別事業は、どのように申請すればよいか	1つの計画（様式2）に基づき、複数の個別事業をまとめて記載し申請することが可能です。
53	申請方法	複数の地方公共団体（市区町村・都道府県）に跨って連名で申請をしたいが可能か	原則、いずれか1つの地方公共団体が代表して申請してください。その他の地方公共団体は補助対象事業者（個別事業者）として参加ください。 なお、計画が採択されましたら、補助対象事業者から補助事業ごとに交付申請を行います。交付決定は申請主体ではなく、補助対象事業者に行うため、複数の地方公共団体から交付申請があれば、各地方公共団体に交付決定を行います。
54	申請方法	商工会、観光協会、協議会や任意団体でも申請主体として申請可能か 申請可能な場合、【行政/DMO（登録DMO）/DMOを除く観光協会等/その他民間事業者等】のうちどれを選ぶべきか	地域一体型は申請不可、一般型は申請可能です。 申請する場合は「その他民間事業者」を選択してください。
55	申請方法	申請主体と補助対象事業者が同一でも問題ないか。 補助金は補助対象事業者に支払われるということで合っているか。	申請主体と補助対象事業者が同一でも問題ございません。 補助金は補助対象事業者に対してお支払いします。
56	審査	計画採択によって補助金の交付が決定するか	決定しません。計画採択後の「交付申請」の審査を経て、交付決定が行われます。
57	その他	本事業で取得した、資産価値のあるものについての処分はどのようにしているか。保存期間について聞きたい。	単価50万円（税抜き）以上の機械装置等をはじめとする「処分制限財産」に該当する場合、処分制限期間内に無断で目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等をすることが制限されます。処分制限期間内に処分する場合は、必ず国土交通大臣の承認が必要であり、承認を得ずに無断で処分した場合は、交付を受けた補助金の全額返還を命じられる可能性があります。
58	その他	3次公募の可能性はあるか	実施の有無については未定です。 実施の際は特設ウェブサイトで告知しますので、随時ウェブサイトをご確認ください。
59	その他	過去の事業の事例や採択一覧はあるか	観光庁ウェブサイト事例集や採択一覧が掲載されています。